

福祉だより ③ (在宅老人短期保護事業)

在宅老人短期保護事業

ねたきりのお年寄り等を家庭で介護している方が、病気等の理由により一時的に介護できなくなった場合に、お年寄りを短期間老人ホームに保護することにより介護家族等の負担の軽減を図ることを目的とした事業です。

保護の要件

65才以上のお年寄りで、ねたきり、痴呆性、体の弱い方が対象で、介護者が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、また介護疲れによる休養や旅行等の理由により一時的に家庭での介護が困難となった時対象となります。

申請の手続き

申請書に医師の診断書と誓約書を添え申請して下さい。なお、申請書類関係は住民福祉課福祉係にあります。

実施施設

町で指定している特別養護老人ホームまたは養護老人ホームで、お年寄りの状態により次の施設で実施します。

ねたきりの方

特別養護老人ホーム松丘園 (八日市場市)

特別養護老人ホーム東総園 (旭市)

痴呆性の方

特別養護老人ホームやすらぎ園 (旭市)

体の弱い方

光楽園養護老人ホーム (光町)

施設利用料金等

施設利用料は、生活保護世帯を除き有料となります。料金は、1日当り特別養護老人ホームで1,890円、養護老人ホームで1,470円です。(町へ納めていただきます)

なお、原則として保護期間は、ねたきりの方及び体の弱い方は7日以内で、痴呆性の方は30日以内です。

お問い合わせは、役場住民福祉課福祉係

☎(84)1211 内線154

福祉豆辞典

共同募金

国民たすけあい共同募金運動は、毎年10月から、12月31日まで行われ、国民が進んで出しあう寄附金を社会福祉のために役立てようとするのが目的です。

赤い羽根には、すべての人が幸せな生活ができるようにみんなの力で明るい住みよい地域社会をつくりたいという願いがこめられています。



明るい朝の一声忘れていませんか